

一般社団法人兵庫県介護福祉士会 理事・監事細則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人兵庫県介護福祉士会（以下「本法人」という）定款第26条に規定する役員に関して必要な事項を定める。

(理事の種別)

第2条 理事の種別を次の2種とする。

- (1) 県選出理事・・・・・・・・・・5人以内
- (2) ブロック理事・・・・・・・・・・10人以内（※1）

(選出の方法)

第3条 県選出理事については、理事会で別に定める日において、あらかじめブロック(※1)より選出された選挙人によって、立候補者の中から選挙によって選出される。

- 2 県選出理事候補者が定数以下の場合、選挙により選挙人の過半数の承認を得なければならない。もし過半数を得られなければ、定数以下であってもその者は県選出理事に選出されない。
- 3 ブロック理事については、各ブロックから推薦を受けた者の中から、ブロック会議において選出する。
- 4 監事は、総会で選任する。
- 5 会長、副会長及び常務理事は、県選出理事より、理事会の決議により選出する。

(選挙事務)

第4条 前条の選挙事務に関する事項については、別に定める選挙管理委員会規程により定める。

(県選出理事の立候補及び推薦)

第5条 県選出理事は、原則立候補制とする。但し、立候補者が定数に満たない場合、別に定めるところにより、立候補者を推薦することができる。

- 2 県選出理事立候補者及び推薦を受けた者を合わせて、県選出理事候補者とする。
- 3 立候補の時期は任期満了前の理事会で別に定める期間とする。
- 4 立候補受付は簡易書留のみとし、締切日消印有効とする。これに反する場合は受け取りしない。
- 5 立候補者は、正会員であることを要件とする。また、立候補にあたり、立候補理由を明記した立候補届出書を提出しなければならない。
- 6 県選出理事候補者は、ブロック理事の候補者として推薦されない。
- 7 立候補にあたり、正会員2名の推薦を必要とする。
 - (1) 推薦者は、推薦理由を明記すること
 - (2) 推薦者が推薦できる立候補者は、1人とする
 - (3) 推薦者は、立候補者及び選挙人になれない
 - (4) 推薦者は、選挙管理委員になれない

(ブロックの区分及び理事の定数)

第6条 ブロックの区分は別記※1とする。

- 2 ブロック理事の定数は、ブロックにおける算定基礎会員数が15人以上250人以下のときは1とし、250人をこえるときは1を加え、250人増す毎に1を加えることができる。

(選挙人の選出)

第7条 第3条に規定された選挙人は、あらかじめ定められた時期に各ブロックにおいて選出し、選挙当日までに選挙管理委員会へ報告しなければならない。

- 2 選挙人の数は、各ブロックにおける算定基礎会員数が100人以下のときは1とし、100人を超えるときは1を加え、100人増す毎に1を加えた数とする。
- 3 選挙人は、正会員の中から選出する。
- 4 立候補者並びに推薦人は、選挙人になれない。
- 5 選挙管理委員は、選挙人になれない。

(算定基礎会員数)

第8条 算定基礎会員数については、選挙が行われる年度の前年度末の登録会員数とする。

(職務)

第9条 ブロック理事は、ブロックを構成する運営協力委員の意見を聞き、ブロックの代表として理事会において意見・提案を述べるものとする。なお、理事会終了後は速やかにその内容を運営協力委員に周知すること。

(任期)

第10条 県選出理事及びブロック選出理事の任用期間は、いずれも2年間とする。

- 2 但し、年度途中で交替した場合は、前任者の残余期間とする。

(補足)

第11条 県選出理事及びブロック選出理事は、いずれも再任可能とする。

- 2 但し、5期(10年)までを上限期間とする。やむを得ない場合、任期を延長することがある。

附 則

1. この細則は平成 24年 4月 1日より施行する。
2. この細則は平成 24年 5月 12日より改定する。
3. この細則は平成 26年 2月 1日より改定する。
4. この細則は令和 6年 1月 14日より改定する。

別記※1

阪神ブロック、神戸ブロック、東播磨ブロック、西播磨ブロック、但馬ブロック、丹波・篠山ブロック、淡路ブロックの7つの地域とする。